

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 9 年 6 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 西 盛満

署名委員 山下優子

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年6月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7		15	吉卓男
8	野崎清志	16	

4. 欠席委員 松崎文好、平井孝宜

5. 議事に参与した者

事務局長 川内進 事務局次長 池秀平

笠利分室長 朝至和

住用分室長 茂木幸生 住用分室主幹 原俊三

6. 報告事項

- ・ミカンコミバエ発生状況について
- ・農業会議巡回訪問について
- ・農地パトロールについて
- ・7月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 非農地の認定について

- 議案第41号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第42号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第43号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第44号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第45号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

- ・利用状況調査について

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は14人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第6回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は松崎 文好委員、平井 孝宜委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に2番西 盛満委員と3番山下優子委員の2名
を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第38号から議案第45号までの
8件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とい
たしますが、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を福

<p>議 長</p>	<p>島委員に交代して議事を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(議長交代)</p> <p>(福島委員)</p> <p>議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.18につきましては、売買による所有権の移転でございます。受人は新規で68ページの名瀬地域利用権設定の面積を含めて下限面積をクリアしており、7ページには営農計画書も添付されております。取得地にはパッションフルーツを植栽する予定で問題ないものと判断いたします。</p> <p>No.19につきましては、売買による所有権の移転でございます。11ページにありますように受人はサトウキビを1,508アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上2件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと考えます。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番</p>	<p>(福島委員)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p> <p>〈前山委員〉</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.18の譲受人について報告いたします。</p> <p>昨日休日でしたので伺いましたが留守でしたので電話をしまして、今朝こちらに来る前に本人とやっ与会えて面談し調査いたしました。その結果この申請書のとおり間違いありませんという事で、現在姉の土地を借りてちょ</p>

つと里芋等作っているのですが、去年はイノシシの被害に遭ってどうしようかと考えていた時にこの話があって購入する事にしましたという事です。対価が一寸高いのではないかと思ったのですが、自分達は土地の価格については高いのか安いのかも分かりませんという事で、このとおりに間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でした。旦那さんが市役所の職員という事で来年の3月に定年退職するのでその後は二人でやるという事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

13番

(土浜委員)

議案第38号No.18農地法第3条の規定による許可申請について調査報告をいたします。

6月20日午後2時50分頃朝室長と一緒に現地にて譲渡人から聞き取り調査を行いました。結果、申請書の内容等については間違いのない事でした。

土地については、資料の8、9ページをご覧ください。申請地は土浜集落方面より県道用安バイパスから旧道に入りすぐの所にあり、現在は更地になっています。隣接の2筆は太陽光パネル設置用の基礎コンクリートが打ってありました。その他周りは観葉植物が植えられていました。ご審議の程よろしくお願ひします。以上報告を終わります。

6番

(前田委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.19について、譲受人、譲渡人、土地につき調査しましたので報告いたします。

譲受人には6月25日(日)朝7時5分に受人の自宅で面談し、書類のとおり間違いのない事でありました。受人は現在書類のとおり60歳で働き盛りであります。サトウキビ専業農家で後継者も4年前に就農し年齢も30歳という事で親子でサトウキビ専業でやっております。

譲渡人には6月25日(日)夕方7時15分に渡人の自宅で面談し、申請書のとおり間違いのない事でした。

土地につきましては、6月23日(金)午後3時15分頃調査しました。キビの春植がされており管理良好であります。ただ、排水不良の影響で生育ムラが多少あります。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別

	<p>紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>(福島委員)</p> <p>それではこれから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>No. 18は3条申請で畑として利用するという事になっていますが、対価が非常に高いような気がするのです。</p>
13番	<p>(土浜委員)</p> <p>譲渡人とはこの事でよく話しをするのですが、農業委員会の許可が下りた後に交渉するという事で、これは受人も多分驚いていると思います。これも本人がこのままやって欲しいというものですから毎回そうです。実際の県道沿いは60から80万円程が相場で行っていると思います。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>対価については私も受人本人に一寸高いのではないかと話しをしたのですが、本人達も土地の価格については全く知らないなので、高いのか安いのかと農業委員会が言えないものですから、出ているものは出ているだけで通すしかありませんと伝えてはあります。恐らく笠利地区では100万円程が相場ではないかと思ってはいたのです。</p>
13番	<p>(土浜委員)</p> <p>県道沿いは60から80万円が相場だと思います。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>これは農業委員会が勝手に高いので下げなさいとかはいう事が出来ない問題ですので、ケースバイケースもありますので、本人が納得すればそれを認めるしかありませんね。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>それをお聞きするのはその周辺は太陽光の工事をしており、本人さんもその積もりではないかと思ったものですが、畑として利用するというものですから、太陽光ではないのですね。</p>

13番	<p>(土浜委員)</p> <p>今回はパッションフルーツです。</p>
1番	<p>(前山委員)</p> <p>受人は現在小湊の方で借入地として作っているらしくて、受人が先に定年してやっているという事で、来年の3月には又旦那さんも定年退職するという事で、一緒に小湊の土地も合わせて用安の土地でパッションフルーツを作っていきたいという予定だそうです。偶々旦那さんが用安の出身でそこに帰りながら出来るという事で聞いております。以上です。</p>
議長	<p>(福島委員)</p> <p>土地の所在地、条件等がありますが、価格については農業委員会としてはやむを得ないという事のようにです。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第38号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p>
日程第4	<p>議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p>

(事務局の議案の朗読と農地区分の報告)

No.17につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は名瀬朝仁新町のドラッグイレブンの隣接の都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断いたします。

No.18につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請であります。

申請地は名瀬和光町の九電工近くの都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断いたします。

No.19につきましては、売買による所有権の移転で、太陽光発電施設を設置するための申請であります。

申請地は笠利町用安のグラウンドゴルフ場の隣接地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断いたします。

以上3件でございます。

議長

(福島委員)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

事務局

(池次長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請No.17の受人、渡人について、調査報告をいたします。

受人が神戸市に在住のため6月13日13時25分に携帯電話に連絡して確認いたしました。土地の購入にあたっては不動産屋を通じて購入したという事です。一般住宅を建てる事に関しましては、妻が名瀬の出身で、また、母親が名瀬におられる事から傍にいたいという事で土地を購入し家を建てる事になったという事です。受人本人は公務員のため単身赴任が多い事から退職までは神戸に居り、退職後は名瀬に住むという事でありました。以上の事により申請内容については相違ない事を確認いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして渡人について調査報告いたします。

住所が名古屋市在住のため何回か携帯電話にかけてみましたが応答がなく、申請の同意者に6月14日午後4時20分電話をかけ申請書の内容について確認をいたしました。渡人と同意者は姉妹であり、この土地については不動産を通じて売買するとの事でした。渡人について伺ったところ夕方5時までパートをしており、パートが終わり次第連絡をするようお願いしました。後日6月16日（金）午後5時5分に渡人から連絡があり申請内容について伺ったところ、本人自身島へは帰らないという事ではなくただ土地の売却だという事でした。以上の事により申請内容については相違ない事を確認いたしました。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

2番

（西委員）

申請地は2筆になっていますが境界もなく一枚の畑に現在なっております。申請地は朝仁新町の県道沿いにありましてドラッグイレブンの駐車場敷地の丁度裏になります。川の傍にありまして川の水が溢れても大丈夫のように1メートル程盛土がされております。現在は更地の状態になっております。以上です。

事務局

（池次長）

農地法第5条第1項の規定による許可申請No.18の受人について、調査報告をいたします。

本人が茨城県つくば市在住のため6月14日午前9時20分携帯傳wに連絡しました。申請書の内容を確認したところ土地の購入にあたっては不動産屋を通じて購入したという事です。転用計画の土地を取得するのは申請人で建築は子供がするという事理由について伺ったところ、現在子供が大和村の環境省の野生動物センターで働いており、また、島の女性と結婚して仕事上十数年は異動もないとの事から、申請者の父親が退職をするのを機にIターンで一緒に奄美に移り住む予定でいるとの事でした。ちなみに申請人は茨城県内で高校教師を退職し再任用で現在も高校に携わっており、ここ数年で奄美にIターンで来るとの事でした。以上の事により申請内容については相違ない事を確認いたしました。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

1番

（前山委員）

農地法第5条の規定による許可申請No. 18の渡人について調査報告をいたします。

昨日のお昼に本人に会って確認をいたしました。この場所は渡人本人が5条申請をして許可を受けた所なのですが、その後に事情が変わりまして36、37ページにありますように農地転用事業計画変更申請という事が出ていますが、宅地の造成まではやったのですがその後手放すという事でこれはその当時の価格そのまま今回の受人に引き継いでもらうという事で、申請のとおり間違いないのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。

事務局

(池次長)

平井委員が欠席しており調査表を預かっておりますので代読いたします
農地法第5条の規定による許可申請のNo. 18の土地について調査報告いたします。

32ページをご覧下さい。6月19日13時30分頃現地確認をいたしました。場所は名瀬市内から和光トンネルを抜け九電工奄美営業所の近くになります。35ページをご覧下さい。現在一部駐車場用としてコンクリート張りの場所があります。そこから約1.5メートル地盤が上がりそこは草が少し生えている程度です。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。以上です。

農地法第5条の規定による許可申請No. 19につきましては、受人が東京都町田市在住ですがこの申請内容が太陽光という事で、この太陽光につきましては49ページの経済産業省の通知書、50ページの再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書が添付されておりますが、何分にもこの軽微変更の51ページの設置者情報のところの住所と申請の住所が違うという事と、この軽微変更届出書を出すのであればそのまま49ページの設備認定通知書を新たに出した方が良いのではないかという事で受人に説明したのですが、その前に6月16日(金)九州農政局とか電気会社の方に電話をしその後4時に経済産業省に電話をし、この届出書について申請者が沖縄の会社であってこの軽微変更届出書を出すのであれば奄美市農業委員会の見解としては何らかの形の決定通知、若しくは回答又は受領印、受付印が付されたものでないと農業委員会としては受け付けませんよという事を強く申しましたところ、経済産業省ではそういうものは出さないという事で、内容については売電許可ですので届出書は本来法律上は要らないという事でした。しかしながらこちらとしては建ててしまつて国の会計検査等

国、県から指導があつてこちらが言われるのが嫌なものですから、そういう回答、通知書何らか出来ないかという事で先程の話のとおりであれば経済産業省からの決定通知を受人が出した方が良くのではないかという事で本人に連絡をしました。そういう事で一寸申請内容不十分という形で、今回この案件につきましては保留したいと思います。以上です。

議長

(福島委員)

No. 19は保留という事でよろしいのですか。

事務局

(池次長)

はい。

議長

(福島委員)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」のこえあり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号農地法第5条に規定による許可申請については、審議の結果、各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(議長交代)

議長

(前山会長)

議事を再開いたします。

事務局	<p>日程第 5</p> <p>議案第 4 0 号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (事務局の議案の朗読と説明)</p>
議 長	<p>No. 6 につきましては、昭和 6 3 年頃から休耕放棄して土手になっており、農地として利用できないための申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬浦上の市道と国道が交差する近くの市道沿いになります。 申請地については担当調査委員の方から報告があると思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上 1 件でございます。</p>
事務局	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
議 長	<p>(池次長)</p> <p>平井委員が欠席で調査書を預かっていますので代読いたします。 議案第 4 0 号非農地の認定について No. 6 について調査報告いたします。</p> <p>6 月 2 3 日 1 0 時 2 0 分申請人にお話しを聞く事が出来ました。資料のとおり昭和 6 3 年頃から遊休地となっております。6 月 2 3 日 1 1 時頃現場を確認いたしました。5 6 ページをご覧ください。現地は名瀬方面から本茶トンネル手前の国道沿いになります。現在の状況は石垣を組んだ土手となっております。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。</p>
事務局	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 0 号 非農地の認定については、担当調査委員による調査意見</p>

の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号非農地の認定については、審議の結果各項目とも
適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第6

議案第41号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の
決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第46号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決
定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約
の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第42号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定につい
て、を議題といたしますが、本案には濱手委員に関する案件が含まれてい

	<p>ますので濱手委員の退席を求めます。</p> <p>(濱手委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>先程解約があった所が今回利用権設定されていますが、流動化というのは本人から申請があれば解約して又利用権設定出来るという事によろしいのですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>問題ないと思います。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>貸す方がどんどん勝手に解約していったら折角使っているのに、農地というのは毎月代わる訳ではないですので半年とか1年借りてするので、解約の場合は理由をはっきりしてもらった方が良く思うのですが、一寸そここのところが心配なのでですからよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>はい。</p> <p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p>
13番	<p>(土浜委員)</p>

	<p>期間が1年というものがありますが借人にとってはどうなのか。農地流動化では市の助成金は3年以上となっていますが、この一年間という契約も可能だという事ですね。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>はい、これは貸主が農地流動化助成金が3年となっていますが、この方は野菜で去年も同じ様に1年でやっています。1年、1年契約の更新をしているのです。作目が野菜という事で長期間の作物でないという事で1年という形になっております。その更新の都度契約をしているところですので、差し支えないという判断で事務局は申請書を受理いたしました。</p>
13番	<p>(土地浜委員)</p> <p>3年間だと助成金がありますが、これには該当しませんよね。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>1年ですので該当しません。その助成金につきましては、登記が農地の所有者でなければいけません。例えば登記の方が亡くなって登記はしてなくて奥さんが契約をする場合には助成金は貰えません。</p>
13番	<p>(土地浜委員)</p> <p>地主が亡くなった場合には相続人が決まらなければ助成金は出ないのですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>登記をしないと駄目だという事です。相続をしてちゃんと登記をしないと貰えません。</p>
13番	<p>(土地浜委員)</p> <p>例えば3名相続人がいてその内2名が同意をすれば契約は出来る訳ですね。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>流動化は出来ませんが助成金はないという事です。土地の名義人でなければ助成金は出ません。要綱の中で土地の所有者となっていますので名義人でなければ助成金は貰えないとなっております。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>流動化に関しては今までの規制よりもずっと緩和されて貸しやすい仕組みになりつつあります。これまでは所有者が亡くなった場合、継承者全員の承諾書をもらわなければいけなかったのですが、その代表者の方がおられればその代表者だけで貸し借りが出来る様な流動化がしやすい様な方向に進んでいる様です。ただ助成金については出ないかも知れません。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>助成金については土地の所有者、法務局で登記人となりその人が2親等以外の人に貸せば助成金は出ます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第42号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第42号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。 濱手委員の着席を求めます。</p> <p>(濱手委員着席)</p> <p>日程第8</p> <p>議案第43号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>

事務局	<p>(原住用分室主幹) (事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。合意解約の理由は何ですか。</p>
事務局	<p>(原住用分室主幹) 合意解約の理由については、当初契約してあります方が死亡しております。相続人の娘さんの方で合意解約の提出がありました。約7年程前に借人に果樹園を貸してありまして、その前は貸人の旦那さんが果樹園を栽培されておりました。それを使用貸借(無料)で借人に貸付をしていたのですが、この6、7年の間で果樹の管理がちゃんとされていないという事で、相続人の娘さんはもう土地を返して欲しいと、そういう感じをお願いした訳ではないので返して欲しいという話しが2年程前からありまして合意解約に至ったという経緯であります。</p>
議長	<p>(前山会長) 外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第43号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第43号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第9 議案第44号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。</p>

事務局	<p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(朝笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第44号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第44号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第10</p> <p>議案第45号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には中棚委員に関する案件が含まれておりますので中棚委員の退席を求めます。</p> <p>(中棚委員退席)</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第45号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

- ・利用状況調査について

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年 6月26日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進